2024 年 4 月 5 日 東京都千代田区九段北 1-6-4 ワンアジア証券株式会社

不公正取引の防止について

金融商品取引法第157条では、不公正取引として次の3つを規定しております。

- 1. 有価証券等の売買において、不正の手段、計画または技巧をすること
- 2. 有価証券等の売買において、重要な事項について虚偽の表示があり、または誤解を生じさせないために重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示をして金銭その他の財産を取得すること
- 3・有価証券の売買等の取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること

<不公正取引の例>

☞インサイダー取引(内部者取引)

上場会社の関係者等がその職務や地位により知り得た、投資者の投資判断に重大な影響を与える未公表の企業情報を利用して、当該企業の株券等を売買する行為

☞相場操縦取引

市場において相場を意識的・人為的に変動させて、その相場をあたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人に誤認させることによって、その相場の変動を利用して自己の利益を図ろうとする行為

■風説の流布

相場の変動を図る目的をもって虚偽の情報等(風説)を流布すること

☞仮名取引

架空の名義あるいは他人の名義など本人以外の名義で行う取引。他人の名義を借りる取引を「借名取引」といい、仮名取引に含まれます。

不公正取引が行われると証券市場の公正性・健全性が損なわれ、一般の投資家が不利益を被るおそれがあります。不公正取引について十分ご理解のうえ、お取引下さいますようにお願い申し上げます。

以上